



# 金 沢 市 公 報

第 2 9 6 3 号

平成31年(2019年)2月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	1
○住民票の職権消除について (市民課)	1
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の訪問看護ステーションの所在地の変更について (生活支援課)	2
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について ( " )	2
○生活保護法等の規定に基づく介護機関の指定について ( " )	2
○生活保護法の規定に基づく指定介護機関の名称の変更について ( " )	3
○生活保護法の規定に基づく指定介護機関の所在地の変更について ( " )	3
○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施術者の施術所の所在地の変更について ( " )	3
○介護保険法の規定による事業者の指定について (介護保険課)	3

○児童福祉法の規定による医療機関の指定について (地域保健課)	4
○平成28年告示第110号(災害対策基本法の規定に基づく指定緊急避難場所の指定について)の一部改正について (危機管理課)	4
○平成28年告示第111号(災害対策基本法の規定に基づく指定避難所の指定について)の一部改正について ( " )	7
● 教育委員会告示	
○平成28年教育委員会告示第8号(個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について)の一部改正について (生涯学習課)	7
● 農業委員会告示	
○平成31年第2回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	8
● 病院事業告示	
○金沢市立病院の使用料(病院に附置する駐車場の使用料を除く。)の収納事務の委託について (市立病院事務局)	8

## 告 示

### ●金沢市告示第41号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成31年2月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
示野町町会	代表者の氏名及び住所	松田 貢 金沢市示野町イ42番地	竹田 義昭 金沢市示野町イ38番地	平成31年1月27日
藤江南町会	代表者の氏名及び住所	新木 知彦 金沢市藤江南1丁目56番地	大西 英樹 金沢市藤江南1丁目7番地2	平成31年1月27日
南森本町会	代表者の氏名及び住所	亀井 忠志 金沢市南森本町チ5番地	林 昭一 金沢市南森本町チ18番地	平成31年1月27日

### ●金沢市告示第42号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成31年2月12日に職権で消除しましたが、本人に通知することが困難なため、同

条第4項の規定により告示します。

平成31年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

住 所	氏 名	性別	生 年 月 日
入江2丁目348番地(中村荘・1号)	川 口 寿	男	昭和45年5月20日
神宮寺2丁目6番17号(第1吉本ハウス・13号)	堀 川 之 久	男	昭和52年5月31日
桜田町1丁目142番地(ガイア桜田・105号)	相 澤 貴 裕	男	昭和49年11月27日
角間町タ1番地1(金沢大学国際交流会館・409号)	ロビンソン 二幸	女	平成2年10月17日

#### ●金沢市告示第43号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関から訪問看護ステーションの所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成31年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	訪問看護ステーションの所在地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
香林会訪問看護ステーション	金沢市泉野4丁目15番24号 ヴィアール泉野201号	金沢市長坂台2丁目11番11号 長坂台TWINマンション106号	平成30年9月1日

#### ●金沢市告示第44号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成31年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
柴田眼科医院	金沢市森山1丁目3番27号	平成30年12月31日
みやうちこどもデンタルクリニック	金沢市南新保町へ33番地1	平成30年12月31日

#### ●金沢市告示第45号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成31年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事 業 所		事 業 者		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地		
1790100315	小規模多機能ホーム梧	金沢市神谷内町チ162番地1	株式会社メディアカルケア	金沢市高柳町1の12番地1	平成31年2月1日	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

## ●金沢市告示第46号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成31年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変 更 前	変 更 後		
1770105086	さくら・介護ステーション金沢南	パートナーズ金沢南	金沢市窪2丁目43番地 クレア101号	平成30年12月11日

## ●金沢市告示第47号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成31年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所名称	所 在 地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
1760191088	香林会訪問看護ステーション	金沢市泉野4丁目15番24号 ヴィアーレ泉野201号室	金沢市長坂台2丁目11番11号 長坂台TWINマンション106号室	平成30年9月1日

## ●金沢市告示第48号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定を受けた施術者から施術所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成31年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
津田 佳之	津田接骨院	金沢市泉野町5丁目1番21号	金沢市泉野町5丁目10番8号	平成31年1月1日

## ●金沢市告示第49号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示します。

平成31年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770105789	ひやくまん星 増泉	金沢市増泉1丁目 16番41号	株式会社コンフォー ト	平成31年1月1日	居宅介護支援

●金沢市告示第50号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

平成31年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
瑠璃光薬局彦三店	金沢市安江町3番26号	平成31年2月1日

●金沢市告示第51号

平成28年告示第110号（災害対策基本法の規定に基づく指定緊急避難場所の指定について）の一部を次のように改正する。

平成31年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

表の84の項を削り、同表中85の項から167の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の168の項中

金沢市大河南端町西80番地 1	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	を
-----------------	---	---	---	---	---	---	-------------	---

金沢市大河南端西 1 丁目96番地	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	平成29年 1 月21日	に改め、同項を同表の167の項とし、同表中169
-------------------	---	---	---	---	---	---	-------------	--------------	--------------------------

の項から177の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の178の項中

金沢市副都心北部直江土地区画整理事業地 92街区 2 番地	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	を
----------------------------------	---	---	---	---	---	---	-------------	---

金沢市直江南 1 丁目 1 番地	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	平成30年 1 月27日	に改め、同項を同表の177の項とし、同表中179
------------------	---	---	---	---	---	---	-------------	--------------	--------------------------

の項から181の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の182の項中

金沢市直江町ト37番地 9 ほか	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	を
------------------	---	---	---	---	---	---	-------------	---

金沢市直江西 1 丁目201番地	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	平成30年 1 月27日	に改め、同項を同表の181の項とし、同表中183
------------------	---	---	---	---	---	---	-------------	--------------	--------------------------

の項から200の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の201の項中

金沢市大浦町ヲ39番地 1	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	を
---------------	---	---	---	---	---	---	-------------	---

金沢市大浦町ヌ93番地 1	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	平成29年10月15日	に改め、同項を同表の200の項とし、同表中202
---------------	---	---	---	---	---	---	-------------	-------------	--------------------------

の項から273の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の274の項中

金沢工業高等専門学校 (7号館)	金沢市久安 2 丁目270番地	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	を
------------------	-----------------	---	---	---	---	---	---	---	-------------	---

国際高等専門学校 (7号館)	金沢市久安 2 丁目270番地	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	平成30年 4 月 1 日	に
----------------	-----------------	---	---	---	---	---	---	---	-------------	---------------	---

改め、同項を同表の273の項とし、同表中275の項から363の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の364の項中

尾山台高等学校	金沢市上安原町169番地 1	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	を
---------	----------------	---	---	---	---	---	---	---	-------------	---

金沢龍谷高等学校	金沢市上安原町169番地 1	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	平成30年 4 月 1 日	に
----------	----------------	---	---	---	---	---	---	---	-------------	---------------	---

改め、同項を同表の363の項とし、同表中365の項から397の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の398の項中

金沢市金石西4丁目5番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	を
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------------	---

に改め、同項を同表の397の項とし、同表中399

金沢市金石通町3番14号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	平成30年11月1日
--------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------------	------------

の項から468の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の469の項中

旧金沢市立俵小学校	金沢市俵町へ乙22番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	を
-----------	-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------------	---

金沢市俵芸術交流スタジオ	金沢市俵町へ乙22番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	平成30年5月20日	に
--------------	-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------------	------------	---

改め、同項を同表の468の項とし、同表中470の項から500の項までを1項ずつ繰り上げる。

## ●金沢市告示第52号

平成28年告示第111号（災害対策基本法の規定に基づく指定避難所の指定について）の一部を次のように改正する。  
平成31年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

表の46の項を削り、同表中47の項から79の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の80の項中

金沢市大河端町西80番地1	平成27年10月26日	
---------------	-------------	--

を

金沢市大河端西1丁目96番地	平成27年10月26日	平成29年1月21日
----------------	-------------	------------

に改め、同項を同表の79の項とし、同表

中81の項を80の項とし、同表中82の項を81の項とし、同表の83の項中

金沢市副都心北部直江土地区 画整理事業地92街区2番地	平成27年10月26日	
--------------------------------	-------------	--

を

金沢市直江南1丁目1番地	平成27年10月26日	平成30年1月27日
--------------	-------------	------------

に改め、同項を同表の82の項とし、同表

中84の項から89の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の90の項中

金沢市大浦町ヲ39番地1	平成27年10月26日	
--------------	-------------	--

を

金沢市大浦町ヌ93番地1	平成27年10月26日	平成29年10月15日
--------------	-------------	-------------

に改め、同項を同表の89の項とし、同表

中91の項から116の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の117の項中

金沢工業高等専門学校（7号館）	金沢市久安2丁目270番地	平成27年10月26日	
-----------------	---------------	-------------	--

を

国際高等専門学校（7号館）	金沢市久安2丁目270番地	平成27年10月26日	平成30年4月1日
---------------	---------------	-------------	-----------

に改め、

同項を同表の116の項とし、同表中118の項から139の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の140の項中

尾山台高等学校	金沢市上安原町169番地1	平成27年10月26日	
---------	---------------	-------------	--

を

金沢龍谷高等学校	金沢市上安原町169番地1	平成27年10月26日	平成30年4月1日
----------	---------------	-------------	-----------

に改め、

同項を同表の139の項とし、同表中141の項から150の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の151の項中

金沢市金石西4丁目5番30号	平成27年10月26日	
----------------	-------------	--

を

金沢市金石通町3番14号	平成27年10月26日	平成30年11月1日
--------------	-------------	------------

に改め、同項を同表の150の項とし、同

表中152の項から186の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の187の項中

旧金沢市立俵小学校	金沢市俵町へ乙22番地	平成27年10月26日	
-----------	-------------	-------------	--

を

金沢市俵芸術交流スタジオ	金沢市俵町へ乙22番地	平成27年10月26日	平成30年5月20日
--------------	-------------	-------------	------------

に改め、

同項を同表の186の項とし、同表中188の項から208の項までを1項ずつ繰り上げる。

## 教 育 委 員 会 告 示

## ●金沢市教育委員会告示第1号

平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正する。

平成31年2月21日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

第4項第2号の表中	金 沢 市 長 土 堀 公 民 館	を	金 沢 市 長 土 堀 公 民 館	に改める。
	研 修 室		ホ ー ル	
	78.75平方メートル		128.7平方メートル	
	常設電灯による点灯		常設電灯による点灯	
	1個		1個	
	22脚		25脚	
	80脚		120脚	

### 農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第2号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により平成31年第2回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成31年2月21日

金沢市農業委員会  
会長 井 口 栄 市

- 1 日時  
平成31年2月26日午後3時
- 2 場所  
金沢市議会全員協議会室
- 3 議案
  - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
  - (2) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
  - (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第8項に規定する同意書について
  - (4) 農用地利用集積計画の決定について
  - (5) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

### 病 院 事 業 告 示

●金沢市病院事業告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、金沢市立病院の使用料（病院に附置する駐車場の使用料を除く。）の収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び金沢市立病院会計規程（平成25年病院事業管理規程第13号）第22条第3項の規定により告示します。

平成31年2月21日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

- 1 委託した者の氏名及び住所

氏 名	住 所
内田 清隆	金沢市大手町7番13号

- 2 委託した事務  
金沢市立病院の使用料（病院に附置する駐車場の使用料を除く。）の収納事務
- 3 委託した期間  
平成31年2月21日から平成31年3月31日まで



## ◎正 誤

○平成28年3月31日付け金沢市公報号外第13号の10

頁	箇 所	誤	正
4	下から11行目	金沢市長町2丁目2番43号	金沢市長町2丁目52番地ほか
5	上から4行目	金沢市玉川町11番3号	金沢市玉川町2番地
16	下から10行目	金沢市若松町ツ168番地1	金沢市若松町ツ168番地1ほか

○平成31年1月21日付け金沢市公報第2960号

頁	箇 所	誤	正
3	上から13行目	平成30年1月21日	平成31年1月21日
3	上から15行目	平成30年1月21日	平成31年1月21日

平成31年(2019年)2月21日	印刷	発行人	金 沢 市
平成31年(2019年)2月21日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	